

國學院大學學術情報リポジトリ

『日本書紀』の素戔鳴尊： 特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷口, 雅博, Taniguchi, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000607

『日本書紀』の素戔鳴尊

谷口雅博

はじめに

スサノヲノミコトは日本神話の中でも最も良く知られた神であり、その活動が生き生きと描かれている神であると言える。そして研究史の上でも非常に多くの論者によって様々な角度から論じられてきた神でもある。神話学・文化人類学・心理学等からのアプローチ、そして『古事記』の須佐之男命、『日本書紀』の素戔鳴尊、それぞれの作品においての文学研究・作品研究からの議論も活発に行われてきた。従って、何か新たに論じられ

るべき事柄があるかという点、非常に心許ないところではあるが、研究史の上にはんの少しでも付け加えるべきことが出来ればと思いつつ、文学研究の立場から『日本書紀』における素戔鳴尊の存在意義について、考えてみたいと思う次第である。

一 神名にみる素戔鳴尊の位置付け

まずは『日本書紀』神代巻の構成を確認するところから始めたい。素戔鳴尊の存在意義を考えるためには、この神が『日本書紀』神代巻の構成の中でどのように位置付けられ、表現され

ているかを考える必要があるからである。以下、小学館新編日本古典文学全集の目次に従って神代卷上下両巻の構成を確認すると、次のようになる。

神代上

第一段 天地開闢と三柱の神

第二段 四対偶の八神

第三段 神世七代

第四段 磯敷慮島での聖婚と大八洲国の誕生

第五段 天照大神・月夜見尊・素戔鳴尊の誕生

第六段 素戔鳴尊と天照大神の誓約

第七段 素戔鳴尊の乱行と追放

第八段 素戔鳴尊の八岐大蛇退治

神代下

第九段 葦原中国の平定、皇孫降臨と木花之開耶姫

第十段 海幸・山幸説話と鵜葺草葺不合命の誕生

第十一段 神日本磐余彦尊ら四男神の誕生

先に『日本書紀』神代下の構成を見ると、第九段は火瓊瓊杵尊の誕生に始まって、その崩御と山陵記事で終わり、第十段は海幸・山幸の神話に始まって彦火火出見尊（山幸）の崩御と陵墓の記事で終わる。そして第十一段は、鵜葺草葺不合尊の系譜

と崩御及び陵墓記事で終わっている。これは明らかに歴代天皇紀の構成と共通するものであり、火瓊瓊杵尊が降臨してからの三代がそれぞれ火瓊瓊杵尊の紀、彦火火出見尊の紀、鵜葺草葺不合命の紀として構成されているものと見られる。各段の記述の分量にばらつきがあるのもその点と関わっている。

それに対して神代上は、構成意識があまり明確ではない。瓊瓊杵尊の誕生以前に地上に支配者はいないわけなので、その辺りと関係するかも知れない。第一段～第三段は、天地開闢から伊奘諾尊・伊奘冉尊の出現までを記し、第四段・第五段はその伊奘諾尊・伊奘冉尊の紀となっている。その後、第六段から第八段にかけては、第五段で誕生した素戔鳴尊を中心にして描かれているように読める。決して天照大神ではなく、伊奘諾尊・伊奘冉尊から根国行きを命じられた素戔鳴尊の行動が、第六段～第八段の主要テーマであり、それが終わって後に、神代下に入っていくという構成になっているように見える。

そこでまず、素戔鳴尊が誕生する第五段正文から見っていくこととする。^①

次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木の祖句々廼智を生む。次に草の祖草野姫を生む。亦是野槌と名す。既にして伊奘諾尊・伊奘冉尊共に議りて曰はく、「吾

已に大八洲国と山川草木とを生めり。何ぞ天下の主者を生まざらむ」とのたまふ。是に共に日神を生みたまふ。大日靈貴と号す。大日靈貴、此には伊弉諾尊・伊弉冉尊二神は、海・山・木に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈貴といふ。雲、音は力丁反、一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈貴といふ。此の子光華明彩しく、六合の内に照り徹る。故、「二神喜びて曰はく、「吾が息多しと雖も、未だ此の若く靈異しき兒有らず。久しく此の国に留むべからず。自当に早く天に送りて、授くるに天上の事を以ちてすべし」とのたまふ。是の時に、天地相去ること未だ遠からず。故、天柱を以ちて、天上に挙げまつりたまふ。次に月神を生みたまふ。一書に云はく、月弓尊、月夜見尊、月読尊といふ。其の光彩日に垂げり。以ちて日に配べて治らすべし。故、亦天に送りとたまふ。次に蛭児を生みたまふ。已に三歳と雖も、脚猶し立たず。故、天磐櫛樟船に載せて、風の順に放棄てたまふ。次に素戔嗚尊を生みたまふ。一書に云はく、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊といふ。此の神勇悍にして忍に安みすること有り。且常に哭くを以ちて行と為す。故、国内の人民を多に以ちて夭折せしめ、復青山を枯山に変へしむ。故、其の父母二神、素戔嗚尊に勅したまはく、「汝甚だ無道し。以ちて宇宙に君臨たるべからず。固当遠く根国に適れ」とのりたまひ、遂に逐ひたまふ。

(第五段正文)

第五段正文によれば、伊弉諾尊・伊弉冉尊二神は、海・山・木・草を生み、次に「天下の主者」を生もうとして、日・月・蛭児・素戔嗚尊を生むが、結果的に「天下の主者」は不在のままで、その主題が神武即位まで持ち越されることとなるという点については指摘がなされている。²⁾「天下の主者」を生もうという宣言の前と後という問題はあるが、海・山・木・草に続いて日・月を生むというのは、自然誕生の神話として繋がっているように読めるのに対して、蛭児・素戔嗚尊は様相が異なるように思われる。ここで神名、特に尊称について確認すれば、日神は大日靈貴と記され、注記の形で「一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈貴といふ」とある。また月神に関しては特に名は記されず、これも一書の形で「月弓尊・月夜見尊・月読尊」の名が記される。蛭児についてはそれ以外の名称はない。つまり、本文中で神名に「尊」が用いられるのは、素戔嗚尊のみということになる。神の尊称については、あらためて言うまでもないが『日本書紀』の冒頭、国常立尊の出現の後に、「至貴を尊と曰ひ、自余を命と曰ふ」との注記がなされていた。この区別は、例えば神武紀以降の天皇家の人物名について、基本的に天皇となる人物には「尊」が付けられ、兄弟であっても他の人名には「命」が使用されるという使い分けにも繋がって

いる。今、「天下の主宰」として生み成された四神の中で、本文においてこの「尊」が付けられるのは素戔鳴尊のみという点は注意すべきであろう。日神・月神については一書に「尊」が見えるが、正文では使われないという点に大きな意味があるのではない。また日神の場合は、正文の本文中に「貴」が見られ、注記に「一書云」として「大神」も用いられているので、これらが「尊」以上に尊重された神の称号であると言えるのかどうかも含めて、更に確認して行きたい。以下は日月神及び蛭児と素戔鳴尊の五段各一書における神名表記である。

大日靈尊／月弓尊／素戔鳴尊（一書二）

日・月／蛭児／素戔鳴尊（二書二）

天照大神／月読尊／素戔鳴尊（一書六）

天照大神／月夜見尊／素戔鳴尊（一書十一）

一書一では所謂三貴子がみな「尊」となっている。それ以外では、一書二には素戔鳴のみに「尊」が見え、一書六と一書十一の場合は、月読と素戔鳴には「尊」が付くが、天照は「大神」となっている。この後の第六段・第七段では諸伝が所謂「天照」系・「日神」系に分かれるわけだが、「日神」系の場合は当然ながら「尊」は付かないし、天照系は「大神」である。「大神」が尊称としての程度のものであるとして考えられるのか、他の例を

確認すると、五段一書六に、泉津平坂を塞いだ磐石を「泉門塞之大神亦是道返大神」と言い、筒男三神を「住吉大神」と言っているのが見える。それ以外では、八段一書四に、素戔鳴尊の子五十猛神を「紀伊国に坐します大神」と記載する例の他、「猿田彦大神」（九段一書二）が見える。また、神武紀以降では「大物主大神・伊勢大神・大倭大神・筒飯大神・土左大神」なども見られ、確かに他の神や命、ましてや神・命の尊称の付かない多くの神々に比べて特別な存在であることを示しているとは言えるが、「尊」とはその意味付け、位置付けが異なるものである。

また「貴」の方はどうかというと、こちらは「大己貴神（大己貴命）」の例があるので、やはり特別な存在であるとはいえるが、『日本書紀』において「尊」を越える存在を示すかというと、そのように認定することは出来ない。「貴」については、あとは六段一書三で、ウケヒで誕生した三女神を「道主貴」と呼ぶ例が見られるだけである。神武紀には「大日靈尊」「天照大神」の表記が見られる。それゆえ、「大日靈尊」もその名として認定されているとは言える。しかし、誕生の場面での正文で唯一素戔鳴尊のみに「尊」が付くことは、後々の、ウケヒによる子生みや、火瓊瓊杵尊の子の名前、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の子の名前の場合と合わせてやはり意味があるものと思われるし

(後述)、誕生から根国行きの間、正文・一書すべてにおいて「素戔鳴尊」でゆらぐことがない点とあわせて、やはり拘ってみるべき問題なのではないか。

天照大神の位置付けについても確認をしてみると、正文では「授くるに天上の事を以ちてすべし」とあって、天上界の統治といったような明確な指示がなされているわけではない。月神に対して「日に配べて治らすべし」というように「治」の字が見えているが、これが統治という意味を持つか否かははっきりしない。また、諸冉二神の発言も、後の素戔鳴尊に対しては「勅」が使われているのに対して、日神・月神への発言は「曰」となっている点から見ても、明瞭な司令の言葉という位置づけにはなっていない。一書一では、「即ち大日靈尊と月弓尊とは、並びに是質性明麗し。故、天地に照臨^⑥ましめたまふ」とあって、「照臨」は天下を治める意と見られるので、大日靈尊と月弓尊とが天地を支配するものとして位置付けられているのは、「尊」という称号を持つことと関わっているとも言える。

『古事記』の上巻を見る限り、天照大御神は一部の例外を除いて「大御神」で表記され、他の神との差別化が為されている^⑦。月読は「命」であり、須佐之男も基本は「命」であって、その違いは明瞭である。須佐之男命の場合は根の堅州国に行っ

て後「大神」と称されるので、そこに成長を読み取ることも出来るが、なお「大御神」には及ばない。こうしてみると、『古事記』と『日本書紀』とではアマテラスとスサノヲとの位置づけが同じではないことが理解される^⑧。

二 男神を生む素戔鳴尊

さて、五段正文は、諸冉二神が素戔鳴尊に対して「汝甚だ無道し。以ちて宇宙に君臨たるべからず。固当遠く根国に適れ」という「勅」を発し、素戔鳴尊が「逐」われることになって終わる。素戔鳴尊の神話は、基本的に「根国」に行くまでの過程が描かれる形で展開している。一書一は「故、下して根国を治らしめたまふ」で終わる。一書二には、二神の「勅」で「故、汝は以ちて極めて遠き根国を馭らすべし」とある。一書六では「吾は母に根国に従はむと欲ひ、只に泣くのみ」といった素戔鳴尊に対し、伊奘諾尊が「情の任に行ね」といって「逐」ふ。正文、一書一、一書二では命令によって、一書六では自らの意志によって、素戔鳴尊は根国を目指すことになる。この流れは、第六段のはじまり、そして第八段の末尾にも以下のように繰り返し記され、第六、第八段の基本的なテーマであることを示し

ている。

【第六段正文冒頭部】

是に素戔鳴尊、請ひて曰さく、「吾今し教を奉りて根国に就りなむとす。故、暫く高天原に向ひ、姉と相見えて、後に永に退りなむと欲ふ」とまをす。

【第八段正文の末】

已にして素戔鳴尊、遂に根国に就めます。

右のように、第六段は素戔鳴尊の根国行きの話題と、伊弉諾尊の隠退の話題ではじまる。第五段が、伊弉諾尊・伊弉冉尊を中心とする段であつたのに対して、この第六段からは素戔鳴尊を中心とする段となることを示している。その第六段は素戔鳴尊と天照大神とのウケヒを中心とする段である。ウケヒ神話については、『古事記』との比較において様々に論じられてきているが、ウケヒによつて生まれる子神の帰属と素戔鳴尊の心の問題を中心に据えて、一応記述内容を確認して行きたい。

『古事記』の場合はウケヒの前提を設けないということがその特質として取り上げられるが、それは『日本書紀』の場合が例外なく前提が示されること、及び『日本書紀』の前提とは正反対の勝利宣言を『古事記』の須佐之男命がすることと関わっている。『日本書紀』の場合、正文に、「如し吾が生まむ、是女

ならば、濁心有りと以為ほすべし。若し是男ならば、清心有りと以為ほすべし」と素戔鳴尊が発言し、一書一では日神が、「若し汝が心明浄くして凌奪はむといふ意有らずは、汝が生まむ兒、必当ず男なるべし」という。一書二では素戔鳴尊が「誓約の間に、女を生まば黒心と為ひたまへ。男を生まば赤心と為ひたまへ」といい、一書三では日神が「汝、若し奸賊之心有らずは、汝が生まむ子、必ず男ならむ」といい、七段一書三にも素戔鳴尊の言葉として「如し清心有らば、必ず男を生まむ」とする。それぞれの結果は、物根の交換の有無を別とすると、すべてにおいて素戔鳴尊が男神を生んでおり、その最初に生まれる子に「勝」字が含まれているのは周知の通りである。問題とされているのは「生む」ことであるから、素戔鳴尊が「勝」であると理解することが出来る。この点、従来の見解としては、子の帰属によつて判断して素戔鳴尊の負けとするものや、ウケヒの結果は重視されていない、若しくは曖昧にされているなど、様々に論じられている。しかし、後にも確認するように、天照大神（日神）と素戔鳴尊とのやりとりからは、素戔鳴尊が男神を「生」んだことは双方に認められていることであり、どちらに帰属するかはその後の問題なのである。また、あくまでも素戔鳴尊の心の清濁を問題としていたのであるから、天照大神が女神を生

んだからといって、「濁」となるわけではない。正文では、「其の物根を原ぬれば、八坂瓊の五百箇御統は、是吾が物なり。故、彼の五男神は、悉に是吾が児なり」といって「取りて子養」することとなる。一書一の場合は物根の交換がなく、従って子神の帰属を定める言葉もない。ただ「故、素戔鳴尊、既に勝てる験を得つ」として日神が素戔鳴尊に悪意がないことを知るとするのみである。一書二では、物根の交換については記すが、子の帰属については特に記されない。「爾云ふ」によって省略された可能性はあるが、皇室の系譜に連なる重要な部分を省略することがあるのかどうか不審である。なお、この一書二のみ、最初に生まれた子が「天穗日命」となっているのは、素戔鳴尊の子として最初に「天忍骨尊」を挙げないため、加えて出雲国造に連なる天穗日命と素戔鳴尊の関係を強調するためかも知れない。次に一書三は、物根の交換はないのだが、「故、日神、方に素戔鳴尊元より赤心有りけりと知ろしめし、便ち其の六男を取りて日神を取りて日神の子とし、天原を治らしめたまひ、即ち日神の生みたまへる三女神を以ては、葦原中国の宇佐島に降居さしめたまふ」とあって、これといった理由もなく男神を日神の子としているが、先述の通り男神を生んだのは素戔鳴尊であり、女神を生んだのは日神であることは認められている。

また、七段一書三では素戔鳴尊自らが「吾が清心を以ちて生める児等も、姉に奉る」と発言している。以上のように、子の帰属について触れる場合は、基本的に男神は天照大神（日神）の子と位置付けるが、いずれにしても男神を生むのは素戔鳴尊であることには変わりはなく、従って素戔鳴尊の「清心」は認められたものと判断すべきである。その生まれた男神の名は、以下のようになる。

【正文】 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊／天穗日命／天津彦根

命／活津彦根命／熊野櫛樟日命

【一書一】 正哉吾勝勝速日天忍骨尊／天津彦根命／活津彦根

命／天穗日命／熊野忍蹈命

【一書二】 天穗日命／正哉吾勝勝速日天忍骨尊／天津彦根命

／活津彦根命／熊野櫛樟日命

【一書三】 勝速日天忍穗耳尊／天穗日命／天津彦根命／活津

彦根命／櫛之速日命／熊野忍蹈命（亦名熊野忍隅

命）

【七段一書三】 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊／天穗日命／天

津彦根命／活目津彦根命／櫛速日命／熊野大角命

先述の通り一書二のみが最初に生まれた子神の名を異にするが、共通するのは、「天忍穗耳尊（天忍骨尊・天忍穗根尊）の

み「尊」が付され、それ以外はすべて「命」であるということである。これらがみな素戔鳴尊が生んだ子であるところからすれば、この「尊」は素戔鳴尊から継承したものと言えるのではないか。伊弉諾尊・伊弉冉尊から素戔鳴尊へ、そして天忍穗耳尊へ、と継承され、火瓊瓊杵尊・彦火火出見尊・彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊へと継承されていく。そしてやがて神日本磐余彦尊（神武天皇）へと繋がっていく。皆、神武天皇に連なる存在のみに「尊」が付されているのは、今更指摘するまでもないことであろう。そのように考えると、神代上第五段が伊弉諾尊・伊弉冉尊、第六段、第八段が素戔鳴尊、神代下第九段が火瓊瓊杵尊、第十段が彦火火出見尊、第十一段が彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊の紀として構成されていると見ることができる。はじめに述べたように、神代下はそれぞれの御陵記事で閉じられることを考えると、伊弉諾尊の場合は第六段正文のはじめに、

是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へ、靈運り遷りましなむと
したまふ。是を以ちて幽宮を淡路の洲に構り、寂然に長に
隠れましき。亦曰く、伊弉諾尊、功既に至れり、徳も大に
にませり。是に天に登り報命したまふ。仍りて日の少宮に
留り宅みたまふといふ。

とあり、これが伊弉諾尊神話の終わりに位置し、一方の素戔鳴

尊の場合は「根国」に行くことがその活動の終焉に当たることになる。火瓊瓊杵尊以降、歴代天皇に至るまで「崩」がその終焉に当たるのに対して、神代上ではそれが異界への移動によって終焉を迎えるということである（なお、「根国」については後に触れたい）。ここで改めて確認しておきたいことは、素戔鳴尊はどの伝においても男神を生んでおり、その意味においてその心は「清心」「心明浄」「赤心」であることが証明されているということである。前提条件を設けないにもかかわらず、女神を生んだから「勝」であると自らが宣言する『古事記』とは異なり、『日本書紀』の場合は素戔鳴尊の「勝」が明確に示されていると言える。しかも『古事記』の場合は須佐之男命自身が「我が生める子は、手弱女を得つ」と言つて、女神を「生んだ」ことを強調し、天照大御神の「詔別」と合わせて、天忍穗耳命と須佐之男命との関係を『日本書紀』以上に切り離そうという意識が強い。『日本書紀』は逆に素戔鳴「尊」から天忍穗耳「尊」が生まれるとすることで、その関係性を強くは否定せず、認めているようにも見られるのである。また、素戔鳴尊は「無道」「無頼」「性残害」によって根国行きを命じられたわけだが、その心は「清心」であるということが、天上界において一旦認められるという展開を導いているのであり、後に地上界

においても「清地」と関わることに合わせて、その心のありようについては、決して「濁心」を持つものではないことが、これも『古事記』以上に主張されているのではないか。「善悪」とは異なる次元のものとして、心の清浄が天上界、地上界それぞれに保証されるのは、この神がやはり皇室の祖先神としての位置付けを担う神であるから、ということになるのではなからうか。

三 第七段・第八段の素戔鳴尊

続いて第七段を、天照大神の位置づけと関連させつつ確認して行く。第六段正文と同様、第七段も冒頭は素戔鳴尊を主体として話が展開する。「是の後に、素戔鳴尊の為行甚だ無状し」ではじまり、しばらく素戔鳴尊の乱暴行為が続いた後、天照大神を主語として、「是の時に、天照大神驚動き、梭を以ちて身を傷ましめたまふ。此に由りて発憤りて、乃ち天石窟に入りまし、磐戸を開して幽居す。故、六合の内常闇にして、昼夜の相代も知らず」と記述する。天照大神が籠もった影響について正文は「六合の内常闇にして、昼夜の相代も知らず」とするのみで『古事記』のように「万の妖」が起こったという記述はなく、

また磐戸から出現した際には、特に天上界・地上界が「自ら照り明る」(『古事記』)等の描写もない。一書一にも「是に天下恒闇にして、復昼夜の殊も無し」とあるくらいである。素戔鳴尊の乱暴行為の中に「新宮」に「放戾」ることが記されている関係上、天照大神を天界の中心的存在として位置付けていることは確かだと思われるが、『古事記』のように司令神の誕生という要素は希薄であるように思われる。¹⁰⁾この点は、神代下に至った後に、天照大神よりも基本的には高皇産靈尊を皇祖神として位置付けることと関わってくる問題であろう。一書二には正文と同じように、「日神の新嘗きこしめさむとする時に及至りて、素戔鳴尊、則ち新宮の御席の下に、陰に自ら送養る」と見えるが、磐屋に籠もった時の影響や現れた際の影響に関する描写はない。一書三にのみ「則ち引き開けしかば、日神の光六合に満つ」という描写が見えるが、やはり日神の出現としての自然神話の要素が強いように思われる。

この第七段は、勿論天照大神(日神)の石窟籠りと、神々の活躍、そして石窟からの出現を語る神話ではあるのだが、はじまりが素戔鳴尊であり、終わりも、正文が「已にして竟に逐降ひき」、一書二には「遂に神逐の理を以ちて逐ふ」とあるように、素戔鳴尊の行動を基本線として描いているようにも読めるので

ある。

続く第八段は、出雲への降臨、八岐大蛇退治、大己貴神の誕生、そして根国行きが描かれる。『古事記』のように、大国主神による国作りを描かない『日本書紀』においては、素戔鳴尊の八岐大蛇退治が最も大きな国作りの神話ということになるのではない。正文では、大己貴命誕生で話が終わり、そのまま神代下に繋がっていくことになる。第九段の葦原中国平定の神話で、出雲平定がそのまま葦原中国の平定にならないのは、大己貴神にそれだけの位置づけが与えられていないことによる。勿論、大己貴神誕生からいきなり葦原中国平定の際の、葦原中国側の代表として第九段に登場してくる不自然さは、一書の存在によって緩和されているとは言える。⁽¹⁾

正文では、出雲国の簸の川上への降臨、八岐大蛇退治、「清地」への移動、奇稲田姫との結婚、大己貴神の誕生、素戔鳴尊の根国行きというように展開する。一書一では素戔鳴尊の出雲の簸の川上降臨の後、八岐大蛇退治の話はなく、稲田姫と結婚して「清」の名を持つ子神を生む。この五世孫として大国主神が生まれる。一書二では安芸国の可愛の川上に降って八岐大蛇を退治した後に誕生した奇稲田媛を率いて出雲国の簸の川上に遷り、媛の成長後に妻とし、生まれた六世孫が大己貴命であると

する。そして一書三は、奇稲田媛を妻としたいと思った素戔鳴尊が、八岐大蛇を退治するところまでで話は終わっている。正文、一書一二を見ると、大己貴神の誕生は「清（スガ）」と深く関わる事がわかる。一書一―三には、根国行きの話はないが、正文によれば根国は「清（スガ）」の地から向かう場所のように見える。さて、一書四と五は、話の内容が異なっている。

ここには大己貴命の誕生が語られないで、代わりに子神として五十猛神等が登場する。しかも一書四ではまず五十猛神を伴って新羅国に降るという話になる。その後には舟を作って出雲国の簸の川上の鳥上峰に到るとする。そこで八岐大蛇を退治することを記した後に、草薙剣を天に献上する話を載せた後、五十猛神が天から降臨する際に樹種を持つてきて大八洲国に植え、国内を青山にしたとする功績を記し、これが今の紀国の大神であるとする。一書五も樹木の繁殖に関する記述を載せる。「韓郷」は金銀のある国であり、「若使吾が兄の御らす国に、浮宝有らずは是佳からじ」、即ち、「金銀のある韓郷へ渡るための舟が、我が子が治める国にないのは、宜しくない」と宣言をして、自らの鬚髯・胸毛・尻毛・眉毛を抜き散らして各種の樹木となし、それぞれの用途に合わせて舟などを造らせるとある。また素戔鳴尊の子神の五十猛神・大屋津姫命・杵津姫命も木種を蒔き、

素戔鳴尊によって紀国に送られたとする。そして素戔鳴尊は熊成峰から根国に入ったとするのである。この一書四・五から窺えることは、素戔鳴尊降臨が朝鮮半島と関わることで、朝鮮半島は金銀のある国であること、そこから渡ってくる、若しくはそこに渡るための舟を作ることである。後の、神功皇后による新羅出兵を思わせる描写となっており、そして素戔鳴尊及び子神による木種の散布という要素が見られるのである。これは、八岐大蛇退治も合わせて、素戔鳴尊及びその子神による、地上世界の国作りに関わる伝なのである。第八段は、天界を追われた素戔鳴尊とその子神が、地上世界を秩序化する様を描いており、一書四・五はその中に朝鮮半島も含める形になっているものと読める。『古事記』との比較でよく取り上げられる一書六についても、そうした大きな流れの中で、位置付けられているものである。即ち、素戔鳴尊の子神である大己貴神による国作りである。素戔鳴尊が根国へと去った後、天上界の神が葦原中国を平定しようとする段階に到るまでの間をつなぐのが八段一書六となる。結果的に、素戔鳴尊の国作りを継承する役割を、しかも出雲において担ったのが、大己貴神ということになるのであろう。しかし正文では決してそこまで描こうとはしないということである。

四 根国行き

では『日本書紀』における根国とは何か。以下に「根国」に言及されているところを改めて列挙したい。

① 「汝甚だ無道し。以ちて宇宙に君臨たるべからず。固当遠く根国に適れ」
(五段正文)

② 素戔鳴尊は是性残害ることを好む。故、下して根国を治らしめたまふ
(五段一書一)

③ 「仮使汝此の国を治らさば、必ず残傷る所多けむ。故、汝は以ちて極めて遠き根国を馭らすべし」
(五段一書二)

④ 「吾は母に根国に従はむと欲ひ、只に泣くのみ」
(五段一書六)

⑤ 「吾今し教を奉りて根国に就りなむとす。故、暫く高天原に向ひ、姉と相見えて、後に永に退りなむと欲ふ」
(第六段正文)

⑥ 「汝が所行甚だ無頼し。故、天上に住るべからず。亦葦原中国にも居るべからず。急く底根之国に適ね」
(七段一書三)

⑦ 「吾、更昇り来れる所以は、衆神、我を以ちて根国に処く。

今し就去りなむとす。若し姉と相見えずは、終に離るを忍ぶること能はじ。故、実に清心を以ちて復上來つらくのみ。

今は觀え奉ること已に訖りぬ。衆神の意の隨に、此より永に根国に帰りなむ。・・・」

(七段一書三) (八段正文)

⑧已にして素戔鳴尊、遂に根国に就です
⑨然して後に素戔鳴尊、熊成峰に居しまして、遂に根国に入
りたまふ (八段一書五)

既に述べてきたように、素戔鳴尊の行動は根国行きへの「勅」(①)に始まって、根国に行くことで終わる(⑧⑨)ことがわかる。「根国」という語が素戔鳴尊の神話に一貫した枠組みを与えていることがこれまでも指摘されている¹³⁾。

「天下の王者」を生もうとした中で、それに相応しくないものとして根国統治を命じられる五段正文や一書二、及び天下統治を一旦任された五段一書六に拠るならば、少なくとも根国は「天下」に含まれない世界であることがわかる。そして①「遠く」③「極めて遠き」や、②「下して」⑥「底根之国」等とあるところから、中心から遠く離れた地であり、下方に認識される地であり、⑥の七段一書三によれば、天上にも葦原中国にも含まれない場所であることがわかる。根国行きを命じられる際にはその理由として「無道」「無頼」が挙げられるが、「無道」「無

頼」の素戔鳴尊が存在し得る場所でもあるということか。根国へと向かう最終地点が八段正文では出雲の「清地」である点から、やはり出雲と関連付けて考えることが出来るのかも知れないが、八段一書五の「熊成峰」を朝鮮半島の地と考えるならば、⑤「天下」「葦原中国」から遠く離れた地として設定されていることにはなる。『古事記』の場合、「根の堅州国」であって、『日本書紀』の「根国」と同一視することは出来ない。『古事記』

であれば大穴牟遲神が大国主神へと成長する過程において重要な意味を持つ場所であり、須佐之男命がそこに関わりを持つてくる。しかし、大己貴神の成長物語を描かない『日本書紀』では「根国」が具体的に描かれることはない。『古事記』では大国主神の国作りの基盤となるような世界として「根の堅州国」が存在するものと思われるのだが、『日本書紀』にはそこまでの意味合いがあるとは思えない。伊弉冉尊の神避を描かない正文であれば、根国を黄泉国と繋げることもあり得ないのである(ありうるとすれば④の場合のみであろう)。そして「常世」などとも異なつて、ただ素戔鳴尊のみが関わり、素戔鳴尊のみが行く異界として存在する。その強大な力を封じ込めるためにあるような、そんな場所なのではなからうか。そういう意味では、単に秩序の外に追放するということではなく、鎮まるべき

ところに鎮まったと捉えるべきではないか。^⑩

このように見てきて、結局のところ、『日本書紀』において素戔嗚尊はどのように位置付けられるのか。皇室の祖先神としての位置にありながら、天上界にも地上界にも留まり得ないのは何故か。そもそも素戔嗚尊が天下の主者たりえず、根国行きを命じられたのは、その過剰な暴力性故であった。しかしその暴力性は、王権神話においては必要な要素であり、王権が成り立っていく上で欠くことの出来ない要素でもあったのではないか。^⑪『古事記』の倭建命が典型的であるが、過剰な暴力性はある段階において、国家を成り立たせる上において必要な要素である。崇神記・紀の、大物主神の崇りにしても、国民の大半を死に追いやった神が、皇室によって手厚く祀られるようになるという展開も、同様に考えられるかも知れない。『日本書紀』の場合は異なるが、『古事記』の場合は初代天皇の皇后にあたる女性の親神である大物主神が、人民を絶滅の一手手前まで追い込むという恐ろしい力を示すのである。『日本書紀』において人民の多くを死においやる素戔嗚尊の姿は崇りなす大物主神の姿に重なるものであり、その過剰な力は国を成り立たせる上で必要ではあるが、しかしその力は有効に発揮しなければ、逆に国を滅びしかねないという力を有する。素戔嗚尊の力はそう

いうものとして必要かつ危険なものである故に、ところどころで發揮されながらも最終的には根国にいつて永遠にそこから戻らないというようにする必然性があつたのであろう。プラスにもマイナスにも作用する力という意味では、先述の大物主神と共通性を持つし、ヤマトタケルとも共通性を持つと思われる。つまりは、繰り返しそうした存在、強力な力が要求されるということなのであろう。

特に素戔嗚尊と日本武尊とは、『日本書紀』の中でも意図的に関連付けられている点がある。ひとつには、名前の問題がある。日本武尊は、自らが天皇になることはないものの、「尊」が与えられている。景行天皇と播磨稲日大郎姫との間に生まれた二男子（一書云を含めると三男子）の中で、兄大碓ではなく弟小碓に「尊」が付され、自らは皇位につくことはないが、その子の足仲彦尊へと皇統が続いていくという点では、素戔嗚尊と日本武尊とは共通する点がある。後々崩御後は白鳥となって翔けあがり、「遂に高く翔りて天に上る」ことになるが、地上世界に留まることなく、異世界へと移動していく様も、根国へと移動した素戔嗚尊と重なる面がある。何より、八岐大蛇退治の際に入手した草薙剣が日本武尊へと受け継がれていくという直接的な関係がある。

故、其の尾を割裂き視せば、中に一の劍有り。此所謂草薙劍なり。

草薙劍、此には俱婁那伎能都留伎と云ふ。一書に云はく、本の名は天叢雲劍。蓋し大蛇居る上に、常に雲氣有り。故以ちて、名くるか。日本武皇子に至り、名を

改め草薙劍と曰ふといふ。素戔鳴尊の曰はく、「是、神しき劍なり。

吾、何ぞ敢へて私に以ちて安かむや」とのたまひ、乃ち天神に上献ぐ。

(八段正文)

その過剰な暴力性によつて父に疎まれ、ひとつところに留まることなく彷徨し、最後には異界へと去るという展開は、むしろ『古事記』の倭建命の方がスサノヲの姿に重なるもののようには思われるが、「力能く鼎を扛げ、猛きこと雷電の如し」「形は則ち我が子にして、実は則ち神人にましますことを」(景行紀)と父景行天皇から称されるように、尋常ならざる力を有する『日本書紀』の日本武尊もまた、素戔鳴尊と重なるところがあると思われるのである。

おわりに

以上、『日本書紀』の素戔鳴尊の存在意義について検討を試みた。素戔鳴尊は天―天下の秩序の外としての根国に逐われる存在として位置付けられているのは、これまでに説かれて来た

ことではあり、その点について異義を唱えるものではない。しかし、神代上においてはこの素戔鳴尊が多く主役の座を勤めており、その存在は単に世界を掻き回し、はらわれていく存在ということには留まらず、より皇統に連なる神としての位置づけが強くなされているように思われるのである。しかし、秩序の範囲に収まらない力は、「無道」として追いやられることになる。

「無道」であるという性情は、誕生の場面や石窟神話の場面において発揮されているが、同時に「清」であることが、ウケヒ神話や「清(スガ)」の地との関わりによつて説かれており、その両方の性質を抱え込みつつ、王権の祖としての位置を担う神としての意義を持つ存在であったと見られるのである。そして、『日本書紀』のこの素戔鳴尊の位置づけは、高皇産靈尊を皇祖神として位置付ける『日本書紀』にとつては、天照大神の存在をあまり高めすぎないという意図とも関わるものと判断されるのである。

注

(1) 『日本書紀』訓読文の引用は、小学館新編日本古典文学全集『日本書紀①』一九九四年四月による。「正文」という言い方も同書による。

(2) 神野志隆光「瑞珠盟約／宝鏡開始」〔『國文學解釈と教材の研究』三三卷八号、一九八八年七月〕。

(3) 以下、正文と各一書とを合わせて見ていくことになるので、正文と一書との関係をどのように考えるのかについて触れておきたい。基本的には正文が所謂本文に該当し、一書は注記として正文の異伝や補足等の情報を記載するものと捉える。正文が最も正当な伝として位置付けられているというのを前提としつつ、一書を合わせ読むことで、正文だけでは十分に理解し難い神話文脈を把握することができるようになっているものと考ええる。松本直樹は、正文を「主文」と呼び、一書が正文の内容に抵触する場合があることを認めつつ、「その一書があったからこそ、後の正文に現れる新しい理念が説得力を持つこともあるのだ。こうして、主文は、一書群を背景としながら、王権国家の成立に向けて、国作りの複数の理念の間を渡り歩いてゆくのである」とする。その考えに同意するものである（松本直樹『神話で読みとく古代日本』筑摩書房、二〇一六年六月）。

(4) 溝口睦子は、「道主貴」が宗像三神の別称であるところから、「大日靈貴」と「道主貴」の二神はある時期皇室から特に重要視され尊崇された神だったのではないかと、する（溝口睦子「アマテラス」『王権神話の二元構造―タカミムスヒとアマテラス』吉川弘文館、二〇〇〇年一二月）。

(5) 「大日靈尊」の表記と合わせ、神武紀の東征説話の中には「日神」の子孫としての神武天皇兄弟の立場が示されており、この点と、神代巻における天照大神の扱いの関連性や差異について検討する必要があるが、本稿では神武紀の問題までは扱えず、あくまでも神代巻の問題に留まるものである。但し、注(3)で触れたように正文と一書とを総合的に読むことで、神代紀と神武紀との繋がりが可能となるという面は指摘出来よう。

(6) 注(1) 前掲書、三八頁頭注。

(7) 葦原中国の平定で、天忍穗耳命が天浮橋から高天原に帰還した直後の場面のみ「天照大神」となっていて、諸本異同がない（真福寺本上巻四四五五行目）。なお、中卷神武記では「大御神」ではなく「大神」で登場する。

(8) 「古事記」において須佐之男が「命」から「大神」へと成長するという捉え方については、権東祐の論に詳しい（権東祐「日本書紀」におけるスサノヲの変貌像「スサノヲの変貌 古代から中世へ」法藏館、二〇一三年二月）。

(9) 例えば矢嶋泉は『日本書紀』においてウケヒの勝ち負けは第七段への展開のために意図的に曖昧化しているのではないかと説き（記紀「ウケヒ」神話の読み―『古事記』を中心として―『聖心女子大学論叢』六四、一九八四年十二月、神野志隆光は、「清心」の証明如何を問題としないということではないかとする（注(2) 前掲論文）。また、権東祐は、天照大神の「勅」によって生まれた女神の帰属が素戔鳴尊となったことで、素戔鳴尊の濁心（悪心）が確定したと述べる（『日本書紀』におけるスサノヲの変貌像」注(8) 前掲書所収）。

(10) 神野志隆光、注(2) 前掲論文参照。神野志は、『日本書紀』におけるイハトの話を、全体的な作品構造のなかで捉えつつ、そこで見なければならぬのは、至上神や皇祖神と呼びうるようなアマテラスは語られていないということである」とし、「日神的な限定のうちに語られるにとどまる」と説く。

(11) 注(3) 参照。

(12) 「日本書紀」の根拠については、西澤一光の論に詳しい（西澤一光「日本書紀」にとって「根の国」とは何か」『論集「日本書紀」神代』神野志隆光編、和泉書院、一九九三年二月）。

(13) 注(2) 前掲神野志論文、注(12) 西澤論文。

(14) 注(2)前掲神野志論文において、「イザナキ・イザナミのつくった「天」

—「天下」の秩序の外に逐われることを語る物語」であると説く。

(15) 注(1)前掲書、

(16) 三浦佑之は、『古事記』の神話についてではあるが、「スサノヲは根の堅州の国に住まうべき神として最初から存在していたと考えるほかに、納得のできる説明がつかないのである」とのべる(三浦佑之「さすらうスサノヲ」『出雲神話論』講談社、二〇一九年一月)。「古事記」にせよ、『日本書紀』の正文・一書のいずれにせよ、スサノヲは「根の堅州国」「根国」に向かうことに積極的であると読める。神話の構成としては、秩序外に位置付けることに目的があったのかも知れないが、それはスサノヲにとっても望むところであったように構成されているということは言えよう。

(17) 宮崎昌喜「アマテラスとスサノヲのウケヒをめぐる」(『論集』『日本書紀』「神代」神野志隆光編、和泉書院、一九九三年十二月)参照。

宮崎は、「スサノヲの持つ強烈なエネルギーが、皇統につながるアマテラスの系譜に取り込まれるということなのではないか。言い換えれば、スサノヲの、山海を震わすほどの強烈なエネルギーを得ることが、天下の君たる者を導くその系譜にとって不可欠だったということではないか」と説いている。